

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況③

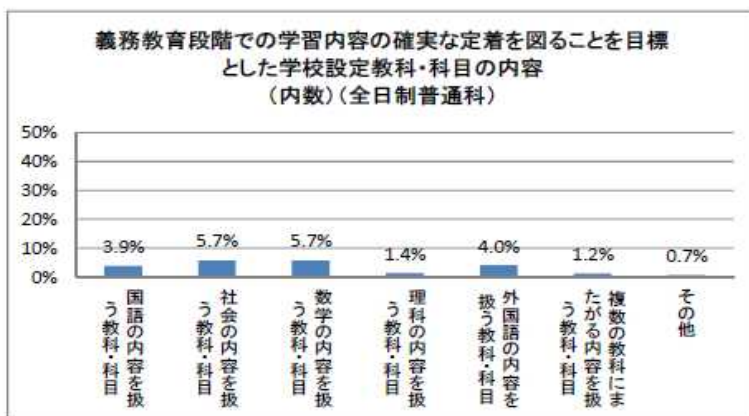
(3) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目の設置の有無

※ 平成21年度改訂高等学校学習指導要領第1章総則第5款の3の(3)に示す事項のうち、「ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。」の項目に該当する場合。

		有り	無し
全日制	普通科	8.4%	91.6%
	専門学科	4.8%	95.2%
	総合学科	18.9%	81.1%
定時制	普通科	28.1%	71.9%
	専門学科	17.6%	82.4%
	総合学科	52.8%	47.2%

(4) (3)を実施している教科・科目 (複数回答)

		国語の内容を扱う教科・科目	社会の内容を扱う教科・科目	数学の内容を扱う教科・科目	理科の内容を扱う教科・科目	外国語の内容を扱う教科・科目	複数の教科にまたがる内容を扱う教科・科目	その他
全日制	普通科	3.9%	5.7%	5.7%	1.4%	4.0%	1.2%	0.7%
	専門学科	1.7%	3.0%	3.0%	0.4%	1.6%	1.1%	0.5%
	総合学科	7.4%	15.2%	15.2%	0.7%	9.5%	1.0%	0.7%
定時制	普通科	15.7%	20.8%	20.8%	3.5%	13.7%	4.0%	1.8%
	専門学科	10.8%	12.6%	12.6%	0.4%	8.6%	1.4%	1.1%
	総合学科	41.7%	36.1%	36.1%	5.6%	30.6%	5.6%	2.8%



208

(5) 特別支援学校

小学部・中学部学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学部・中学部学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

第1章 総則
教育目標、教育課程の編成、実施について、各教科等にわたる通則的事項を規定
第2章 各教科
各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
第1節 小学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者 小学校に準ずる 第2款 知的障害者 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
第2節 中学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者 中学校に準ずる 第2款 知的障害者 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語
第3章 特別の教科 道徳
※ 小学部：平成30年度、中学部：平成31年度より
第4章 外国語活動
第5章 総合的な学習の時間
第6章 特別活動
第7章 自立活動

第1節 教育目標 ・学校教育法等に示された教育の目的、目標
第2節 教育課程の編成
第1 一般方針
・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
・学力の3要素、言語活動の充実、児童生徒の学習習慣の確立
・道徳教育 ・体育・健康に関する指導 ・自立活動
第2 内容等の取扱いに関する共通事項
・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方 ・選択教科の開設
・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
・道徳教育の内容
第3 授業時数等の取扱い
・年間の総授業時数（準ずるものとする）
・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
・年間の授業日数（週数） ・児童会活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事
・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割の編成
・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
・2学年を見通した指導（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導
・個別の指導計画の作成 ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習
2 各教科等の指導に当たっての配慮
・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言
・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
・生徒指導の充実、進路指導の充実、校内の組織体制の整備、関係機関との連携
・学習課題の選択や自らの将来について考える機会、ガイダンス機能の充実
・見直しを立てたり振り返りたりする活動 ・海外から帰国した者への適切な指導
・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応
・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
・学校医等との連携、保健及び安全への留意 ・個別の教育支援計画の作成
・部活動の意義や留意点 ・特別支援学校におけるセンタリック機能
3 道徳教育を進めるに当たっての配慮
第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

学校生活の核となる教育課程の意義
小学部、中学部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力
18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有
知・徳・体の総合的な育成の視点
教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造
横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係
教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点
学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点
教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)
多様な個に応じた指導の在り方
(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)
インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保
学校段階間の接続
部活動の位置づけ
キャリア教育の視点
生徒指導、進路指導

下線部は、小学部及び中学校学習指導要領には示されていない観点

前文
⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す。

総則
第1 教育目標
第2 小学部及び中学部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学部及び中学部教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義

- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童又は生徒の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導(含 安全・食育:中)
- ・「調和的発達の基盤を培う」 自立活動の指導

3 小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等間で育成を目指す資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係)
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせることで実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第3 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。

何ができるようになるか

何を学ぶか

2 教育課程の編成における共通事項(授業時数、内容の取り扱い)

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、生徒会活動(中)、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点(中)
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・選択教科の開設(中)
- ・道徳教育の内容

3 学校段階間の接続

- ・幼稚園と小学部の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム(低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫)
- ・小学部と中学部の接続と義務教育学校(義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定)
- ・中学部、高等部の接続と中等教育学校(中)
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校との教育課程の円滑な接続

4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

5 調和の取れた全体の指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2学年を見通した指導(小)(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童)
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導(小)
- ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習

6 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容等を踏まえて指導計画を作成する段階
- ・「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方
- ・各教科等の学びの連続性の考え方(小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科)
- ・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方
- ・教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き

7 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第4 教育課程の実施と学習評価

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとまり(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性
- ・特に重要となる学習活動の在り方
 - －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - －体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - －児童及び生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
(↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い(各教科等を合わせて指導)
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)
(※第2の3との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

どのように学ぶか
何が身に付いたか

- ・児童及び生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること
- ・ガイダンス機能の充実(中)

2 個々の児童及び生徒の障害の状態及び発達段階や特性等を踏まえた指導

(1) 障害のある児童及び生徒への指導

- ・「個別的教育支援計画」の作成
- ・「個別の指導計画」の作成
- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

(2) 海外から帰国した児童及び生徒等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の児童及び生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある児童及び生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第6 学習活動の充実のための基盤

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実を通じた学習や生活の基盤づくり
- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・校内の組織体制の整備
- ・教師間の相互の連携
- ・学校間の連携
- ・部活動の意義や留意点(教育課程との関連、地域連携)(中)
- ・特別支援学校におけるセンター的機能

2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

第7 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

個々の児童の発達を
どのように支援するか

第5 個々の児童及び生徒の発達や進路を踏まえた指導

1 個々の児童及び生徒のキャリア発達への支援

- ・教師と児童及び生徒の信頼関係及び児童及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童及び生徒理解を深め(小・中)、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう(中)、生徒指導を充実すること(小中)。
- ・各教科等の指導に当たり、児童及び生徒が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること(小)
- ・生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導(キャリア教育)を行うこと(中)

特別支援学校高等部 総則に関わる構成等の改善のイメージ

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等部学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき
視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や職業教育段階で身につけておくべき力の共有

高等部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(7ア7ブ7c7d)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

第1章 総 則

第1節 教育目標 第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標・障害の状態及び発達の段階や特性等への配慮・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立・道徳教育・体育・健康に関する指導・自立活動の推進・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導
- ・第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

第1 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目・学校設定教科、科目

第2 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間・専門学科における各教科・科目の履修・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- ・第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等
- 第1 各教科等の履修
 - ・卒業までに履修させる単位数等・各学科に共通する各教科等・主として専門学科において開設される各教科・科目・学校設定教科
- 第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等
 - ・総授業時数の標準・年間の授業日数(週数)・専門教科の授業時数・ホームルーム活動の授業時数・生徒会活動、学校行事
 - ・総合的な学習の時間に充てる授業時数・自立活動に充てる授業時数・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
 - ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
 - ・高等学校に準ずる・生徒の負担過重・指導の順序・学習活動の区分・指導内容の重点化、選択・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的異な

指導内容の設定

- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導・各事項のまとめ方や重点の置き方・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善・義務教育段階での学習内容の確実な定着・道徳教育の全体計画の作成・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項・進路指導等の充実、関係機関連携、産業現場等における長期間の実習
- ・職業に関する教科・科目の配慮事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・個に応じた指導の充実・重複障害者に対する指導、教師間の連携、専門家の指導・助言・言語活動の充実・自己の生き方や在り方を考え主体的な進路選択、ガイダンス機能の充実・生徒指導の充実・キャリア教育の推進・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動・学習の遅れがちな生徒などへの配慮・海外から帰国した生徒などへの適切な指導・障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に即した教材・教員の創意工夫・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実・評価による指導の改善、学習意欲の向上・実験・実習の留意点・学校医等との連携、保健及び安全への留意・個別的教育支援計画の作成・部活動の意義と留意点・特別支援学校におけるセンター的機能

第5款 単位の修得及び卒業の認定

- 第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - 1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定 2 卒業までに修得させる単位数 3 各学年の課程の修了の認定
- 第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・年間の総授業時数・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)・年間の授業日数(週数)・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数・HR活動の授業時数・生徒会活動、学校行事・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 第7款 専攻科

高等部学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育目標、教育課程の編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修、内容等の取扱いに関する共通事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項、単位の修得及び卒業の認定、重複障害者等に関する教育課程の取扱い等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
第3款 知的障害者
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報
高校に準ずる

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語
2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
保健医療
3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
印刷、理容・美容、クリーニング
3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

下線部は、高等学校学習指導要領には示されていない観点

高等部学習指導要領の構成

前文
⇒「社会に関わった教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す

総則
第1款 教育目標 何ができるようになるか

第2款 高等部教育の基本
1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義、障害の状態及び発達段階や特性等への考慮

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成
 ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
 ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
 ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
 ・「調和的発達の基盤」 自立活動の指導
 ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力
 ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
 ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
 ・各教科等で育成を目指す資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係)
 ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現
 ・各学校・学科において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
 ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
 ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
 ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第3款 教育課程の編成 何を学ぶか
 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成
 ・各学校・学科において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する

2 教育課程の編成における共通事項
第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修
 (1)各教科・科目及び単位数等
 ・卒業までに履修させる単位数等 ・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
 ・主として専門学科において開設される各教科・科目
 ・学校設定教科、科目
 (2)各教科・科目の履修等
 ・各学科に共通する必修履修教科・科目及び総合的な学習の時間
 ・専門学科における各教科・科目の履修等
 ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等
 (3)各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動及び自立活動の授業時数等
 (4)単位の修得及び卒業の認定
 ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数 ・各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等
(1)各教科等の履修
 ・卒業までに履修させる単位数等 ・各学科に共通する各教科等 ・主として専門学科において開設される各教科・科目 ・学校設定教科
(2)各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等
 ・総授業時数の標準 ・年間の授業日数(週数) ・専門教科の授業時数
 ・ホームルーム活動の授業時数 ・生徒会活動、学校行事
 ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
 ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
(3)卒業までに履修させる授業時数及び卒業の認定
 ・年間の総授業時数 ・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
 ・自立活動に充てる授業時数(年間も含む) ・年間の授業日数(週数)
 ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数 ・HR活動の授業時数 ・生徒会活動、学校行事
 ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

3 中学部との接続
 4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮
(1)義務教育段階での学習内容の確実な定着
 ・各教科・科目の指導における学習機会
 ・必修履修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
 ・学校設定科目等を履修させた後に、必修履修教科・科目を履修させる
(2)学習が遅れがちな生徒などへの配慮
 ・各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う
※ 各教科等の見方・考え方
 ⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その真意と具体的な内容を示す。

知的障害のある子供たちのための各教科の改善・充実の方向性

知的障害のある児童生徒のための各教科の意義

- **知的障害のある子供たちの学習上の特性**(学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなどを踏まえた内容で構成)
- **子供一人一人の障害の程度などに応じた教育課程が編成**できるよう、学習指導要領においては、**段階的に**、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。
- 特に必要がある場合、**各教科等を合わせて指導**を行い、子供たちが自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

成果と課題

- 生活に結びついた具体的・実証的な学習活動を継続的に行うことにより、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされていることが多い。
- **各教科等を合わせて指導**を行う場合、**各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく**、学習指導の改善に十分に生かしくにくい。
- **特別支援学級(小・中学校)**において、一部又は全部を、特別支援学校(知的障害)の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。
- **インクルーシブ教育システムの構築の進展**を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校(知的障害)の**各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求められている。

子供たちの人間として調和のとれた育成の一層の推進

改善・充実の方向性

■ 育成を目指す資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し
(例) 社会科(高等部)

現行目標	社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。		
目標構成の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 育成を目指す資質・能力は小学校等の各教科と同じであることを明確に示す 段階ごとの目標を示す 		
育成を目指す資質・能力の三つの柱	知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考・判断・表現 (知っていること、できることをどう使うか)	学びに向かう力・人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
社会科で育成を目指す資質・能力(仮案)	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得 生活に関係の深い法制度等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等 	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に生きる地域社会の一員としての自覚 社会参画への意欲や態度等

■ 社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

(内容の例)
 (例) 中学部・高等部社会科で充実が必要な内容の例や構成
 ★ 政治的主体、経済的主体、法的主体となること
 ★ グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解 等
 (構成)
 ★ 各部門での円滑な接続を図るため、中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と系統性のある内容を設定し、新たに第二段階を設ける

■ 知的障害のある子供たちが質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実
(例) 子供たちの学びの過程を重視したアプローチ(習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開 など)

■ 観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

■ 特別支援学級(小・中学校)における取扱い、小・中・高等学校の各教科の目標や内容との連続性・関連性の整理など

※今後、小・中・高校の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ具体的に整理

自立活動の改善・充実の方向性

育成を目指す資質・能力

教科等の学習

個別の知識・技能
(何を知っているか、何ができるか)

思考力・判断力・表現力等
教科等の本質に根ざした見方や考え方等
(知っていること・できることをどう使うか)

学びに向かう力・人間性等
情意、態度等にかかわるもの
(どのように社会・世界と関わり
よりよい人生を送るか)

育成を目指す資質・能力のために重視すべき
学習の過程等の例

自立活動が教科等の学習を支える役割

健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション

改善・充実の方向性

目的と目標

特別支援学校の目的

幼・小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を養う。

特別支援学校等を取り巻く現状

- 高等部生徒数の増加
- 障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

小・中・高等学校

通級による指導、特別支援学級

- 児童生徒数の増加
→ 「自立活動」の指導を行う場の拡大
- 高等学校（モデル事業）

成果と課題

【成果】

- ◆ 新区分「人間関係の形成」が設けられ、重度・重複障害や自閉症を含む多様な障害に応じた指導が、学校教育のあらゆる機会を通じて展開
- ◆ 学習指導要領解説に「ICFによる障害の捉え方」が示されたり、子供たちの自立と社会参加に向けたアシスティブ・テクノロジーの開発により、自己の力を可能な限り発揮するための代行手段や補助的手段を活用した指導が充実
- ◆ 幼児児童生徒が発達の進んでいる側面を積極的に伸ばそうとする態度が育成 など

【課題】 一部に

- ◆ 自己を理解したり、得意不得意を伝えたりする力、進路先で人間関係を築く力など社会に出てから必要となる力が十分に育っていないと指摘
- ◆ 実態把握、指導目標の設定、具体的な指導内容の設定までのプロセスについて、教員の理解が十分でない
- ◆ 子供たちの実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離
- ◆ 自立活動と各教科等との関連を図った指導が十分でない
- ◆ 子供たち自身が、どのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉える学習評価の在り方 など

組服の主体的に改善・取

発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実

育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえ、
(例)
・自己の理解や感情を高めるような内容の整理
・主体的に学ぶ意欲の一層の伸長 など

等な指導の指示し内容の改善

実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスをつなぐポイントをわかりやすく記述

(例)
・収集した情報の整理
・困難さの背景に着目した指導課題の関係性等の整理
・優先する指導目標の明確化 など

一層の評価と指導の推進

自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述

(例)
・パフォーマンス評価
・自己評価 など

カリキュラム・マネジメントの確立

216

重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性

● 学習指導要領及び学習指導要領解説において、

- ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての**基本的な考え方**
- ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の**留意点**

を更に具体的に示すことが必要ではないか。

教育課程の取扱い	「解説」に示されている適用する際の留意点	現状と課題	改善・充実の方向性
<p>準ずる教育 (目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む)</p> <p>当該学年前学年・前学部代替の適用</p> <p>知的障害のある子供たちのための各教科代替の適用</p> <p>自立活動を主とした教育の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要。 ・ 特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要。 ・ 自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、(中略)段階的、系統的な指導が展開する。 ・ 重複障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様(中略)心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要(中略)重要な意義を有する。 	<p>【平成26・27年度 特別支援教育 教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会 (提出資料) / 56都道府県市】</p> <p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述 / 27都道府県市</p> <p>(記述された課題例)</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 替える根拠の判断 等 <p>【準ずる教育課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の精選の在り方 等 <p>【知的障害教育の各教科代替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級で前学年(部)の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等 <p>【自立活動を主とした教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害教育の各教科の指導についての検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「解説」に示されている本規定を適用する際の基本的な考え方について、更に分かりやすく解説する必要。 ・ 第2章「各教科」第1節示されている障害種別の「指導内容の精選等」の基本的な考え方について、更に具体的に整理し、解説する必要。 ・ 各学校(部)段階間における各教科等の「学びの連続性」の考え方について整理し、解説する必要。 ・ 自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方についての考え方や、教科と自立活動の指導目標設定の関係性を具体的に整理し、解説する必要。